

CMSを利用した学校ホームページ運営

情報教育委員会 新居浜支部

1 はじめに

保護者・地域などに対し、学校教育活動への理解を高め、学校との信頼関係を形成するために、開かれた学校づくりが大切となってくる。その手段の一つとして、学校ホームページが上げられる。学校ホームページは、学校の日常を伝える手段として非常に有効であるが、一方で、運用にかかる負担が大きく、校内の組織体制づくりも十分でないことが多い。また、ホームページ作成の技術に詳しくなかった担当者が転勤すると、更新されなくなり、情報が古いもののみで止まってしまうケースもある。そこで、新居浜市全体が統一してCMSを導入することで、学校ホームページの情報発信活動を組織的かつ継続的に行う体制を構築しようと考え、取り組んだ。

2 研究の内容

- (1) 学校ホームページ作成の教職員研修
- (2) 学校ホームページ作成の役割分担の決定
- (3) 学校ホームページの実際
- (4) 成果と課題

3 研究の実践

- (1) 学校ホームページ作成の教職員研修

① 各小・中学校代表者によるCMSの使い方の研修

8月17日・30日の2日間にわたって、新居浜市教育委員会主催で「CMSによるホームページ構築研修会」(資料1)を中萩中学校コンピュータ室で行った。各小・中学校から情報教育主任とホームページ担当教員の2名、計53名が参加した。愛媛県総合教育センターの先生方に大変わかりやすく教えていただきながら、実際にホームページを骨組となるところから作成し、アップできるところまでの作業を行った。

始めに、学校のホームページは内容が勝負であることの話から始まり、良いホームページの例・CMSの利点等を示していただいた。主なものは以下の通りで、参加者も必要性を感じることができた。

<良いホームページ>

- ・ 学校の教育活動の説明責任を果たしている。

(学校評価、ランドデザイン等の公表を含む)

(資料1)

- ・ 必要な情報を適切な時期を捉えて発信している。
- ・ 多くの教職員が運営に意欲的に参加できる。
- ・ 児童生徒、保護者、地域住民が毎日楽しみにしている。



<これはどうなのかと提案のあったもの>

- ・ 動きを多用し、デザインに凝りすぎたサイト。
理由) 重たくて時間がかかる。情報を探しにくい。
- ・ 更新されないままで誤った情報を発信し続けているサイト。
例) 今月の行事予定が昨年度のまま。

<サイト更新を滞りがちな原因>

- ・ 多くの教職員が運営への関心が低い。
- ・ 情報担当者だけに負担がかかっている。
- ・ 詳しい教員が転勤すると、以後の運用が停滞する。

<CMSの利点>

- ・ 全教職員が協力して管理運営可能。
理由) 基本的な技能があればよい。
ワープロソフトを利用する感覚で入力可能。
- ・ インターネット接続可能なすべてのPCから更新できる。
理由) ホームページ作成ソフトが不要。

② 各校でのCMSの使い方の研修

代表者による研修が終わった後、各校で情報教育主任が中心となり、全教職員がそれぞれの持ち場でアップできるよう、使い方の研修(資料2)を行った。そのときに「これなら私でもできる」と思ってもらえることが大切であると総合教育センターの講師から助言を頂いていたので、操作が簡単であることを最大限にアピールした。学年の行事の写真や部活動の写真等を実際にアップする作業も行い、常に最新の情報が日記形式で誰でも更新できるよう研修に努めた。日々の活動の様子が更新されると、生徒たちのやる気にもつながるのではないかと意欲を燃やす教職員もいたことは間違いない。肖像権のことにも触れ、承諾を得ることや顔の部分ではできるだけ小さくすることなども確認し、研修を終えた。

校内研修
平成 23年 8月 29日 (月)

CMS 学校ホームページ作成方法

手順

- 1 ログインページを開く <http://miyama.nishij.esnet.ed.jp/cms/user>
- 2 ユーザー名 () パスワード () の入力
- 3 メインメニューにある西中diaryをクリックする。→「blogを書く」が表示される

メインメニュー

- ホーム
- 西中diary
- Blogを書く
- 西の風
- 所在地
- ダウンロード
- 学校紹介

4 「Blogを書く」をクリックする

5 タイトルの記入
タイトルは分かりやすくすること

6 カテゴリーの記入
活動の様子 (1年、2年、3年)、生徒会より、生徒指導より、保健室よりから該当項目にチェックを入れてください。

7 投稿内容記入

WordPress ME

New Post

メディア

サイズを3にする

8 画像の貼り付け方

WordPress ME

New Post

メディア

ここをクリック

参照をクリックして 画像を選択し、アップロードする。

アップロードしたイメージを選択し、
「選択する」をクリックする。

画像は横に3枚程度載せることができます。

一時保存をクリックする。

9 記事を一時保存する

一時保存をクリックする。

10 投稿内容を確認した上で、管理者担当がホームページ上に記事に載せる。

(資料2)

で話し合うことができ、好評であった。

③ 保護者にホームページ公開を紹介

ホームページが新しくなることを保護者の方に案内プリント（資料6）を配布したり、ホームページ公開に興味をもっていたるようにチラシ（資料7）により宣伝も行った。その際、保護者の方が不安を抱かないように個人情報の保護を徹底することなど、運営方針（資料8）を掲載した。



(資料7 ↑)

平成23年10月1日

新居浜市立 中学校
校長

中学校のホームページ公開について

朝夕の風がめっきり涼しく、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。保護者の皆様には、常日頃より本校教育活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本校では教育活動を公開し、保護者や地域の皆様のご理解とご支援をいただけるようホームページを公開しておりますが、今回新居浜市内の小中学校のホームページ形式を新しく統一するにあたり、本校のホームページも、生徒たちの活動を中心に情報公開をし、今後さらに内容を充実させながら運営していきたいと考えております。つきましては、公開に先立ちまして、下記運営方針を教職員に徹底させるとともに、個人情報等プライバシーに関わる点もありますので保護者の皆様へホームページ運用について学校の方針をご理解・ご協力いただけるようお願いいたします。

※ 10月5日(水)より、新しいホームページが公開されます。ぜひご覧ください。

<http://.esnet.ed.jp/>

中学校のホームページ運営方針

- 1 目的**
学校からの情報発信することにより、学校の教育活動について保護者や地域等の皆様のご理解とご支援を期待するとともに、本校教育の充実に資するものとする。
- 2 ホームページの内容**
① 学校紹介(校歌・月行事・各種日よりなど)
② 行事紹介など
- 3 ホームページ掲載上の制限**
① 個人情報について
 - ・ 氏名は、本名は使わない。
 - ・ 生徒の意見・写真等については、個人が特定できないようにする。
 - ・ 人権侵害に関する内容は発信しない。
- 4 教師による情報モラル指導の徹底**
① インターネットの利用の指導
 - ・ 情報モラルについて指導する。(特に人権侵害に関する内容を発信しない)
 - ・ 著作権、肖像権、知的所有権に配慮する。
- 5 発信の許可**
① 発信する情報は、教師の確認を経て、学校長が内容を確認して発信する。

(資料6 ↑)

中学校のホームページ運営方針(情報倫理規定)

I 本規定のねらい
この規定は、新居浜市立 中学校におけるインターネット利用上の個人情報の発信に關し、個人情報保護する観点から、必要な情報を定める。

II インターネット利用の基礎・基本
新居浜市立 中学校において、インターネットを利用するにあたっては、生徒及び関係者の個人情報保護に努めるとともに、生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進国際理解教育の推進等に寄与するよう努める。

III 組織
情報発信及び個人情報保護については、情報倫理委員会を設置し、検討する。会の構成員は、学校長、教頭、教務主任、研修主任、情報教育主任をもって行う。

IV インターネットの利用形態
1 インターネットの主な利用形態は、次の各項に定める。
(1) 情報の発信
特別活動や、各教科、総合的な学習の時間での学習事項のまとめ等をホームページで発信する。
(2) 情報の受信
ホームページに対する意見などを広く一般から受信する。
(3) 情報検索及び収集
ホームページ、電子メールを利用して学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り、回答を得たりする。
(4) 教材作成
ホームページ、電子メールを使用して、授業で活用できる画像データや文書データなどを収集・加工して教材作りに活用する。
(5) 国内及び国際交流
ホームページ、電子メールを使用して、学校と交流のある国内の学校や、海外の都市・学校等との通信を行う。

V 個人情報の保護とその範囲
1 インターネットを利用して、生徒の個人情報を発信する場合は、生徒本人および、保護者の同意を前提としながら、教師の指導のもとに発信する。その際、インターネットへ発信することの意義とともに、発信に関わる危険性についても周知徹底を図らなければならない。
2 生徒もしくは保護者から発信内容の訂正や取り消しの要請を受けた場合は、速やかに情報倫理委員会と協議し、適切な処置を執らねばならない。
3 教育委員会、その他の組織や団体あるいは個人から本校の発信内容に関する指摘を受けた場合は、速やかに情報倫理委員会と協議し、適切な処置を執らねばならない。

(資料8 ↑)

4 インターネットが発信する生徒の個人情報の範囲は次の各項に定める。

- (1) 氏名
原則として姓のみ使用する。
- (2) 意見・主張等
生徒の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。
- (3) 写真
生徒の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないように配慮する。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができる。
- (4) その他
住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、成績、身体的特徴、家庭環境、その他の個人情報には発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢や趣味・特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日、成績は発信しないものとする。

VI 教師による指導の徹底

- 1 インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなどインターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、生徒の情報モラルの向上を図るものとする。
- 2 生徒がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て、外部に発信するシステムを構築するよう努める。
- 3 インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトのセキュリティー機能を利用して、教育上有害な情報にアクセスできないように努める。

VII 取り扱い責任者
学校長は、インターネットの利用の適正を図るためインターネット取り扱い責任者を置くものとする。

VIII ホームページ上での規定の明記
本規定を学校のホームページ上に明記するものとする。

IX 学校ホームページにおける著作権及びリンクについて

- 1 著作権については、著作権法第一条の目的に従うこととする。
- 2 本校のホームページの内容で、必要な資料(情報)及び写真等は、他の著作権者がいる場合において、必ず出典を明らかにして掲載すること。また、著作権者に了解を取ることとする。
- 3 著作権者に了解を取る場合は、必ず文書によるものとする。
- 4 著作権については、必要に応じ情報倫理委員会と協議、検討するものとする。
- 5 学校ホームページのリンクについては、リンクする相手に了解を必ず取ることが必要であり文書によりこれを行うこととする。
- 6 学校ホームページをリンク先に掲載する場合は、必ず趣旨、組織等について検討し、適切な場合においてこれを了承する。了承することについては、必ず文書によりこれを行うこととする。
- 7 本規定は社会状況を考慮し、随時内容を検討し、必要があるときは情報倫理委員会と協議し学校長の判断で適時改定していくものとする。

(4) 成果と課題

① 成果

ア 閲覧数の増加

保護者や地域の方々の閲覧数が増えたと思われる。以前はカウンターの不具合があって、閲覧者数がわかりにくかったが、CMSに移行してから日ごとの閲覧者数が正確に分かるようになった。利用者のほとんどが保護者や地域の方々と思われ、学校行事の後に閲覧数が急激に増えているのがわかる。また、天候等により行事開催が左右される場合や緊急連絡の際、保護者へのメール配信と並行して更新されるお知らせコーナーが利用されている。

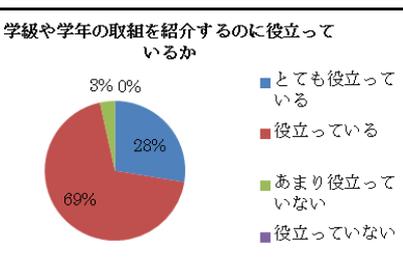
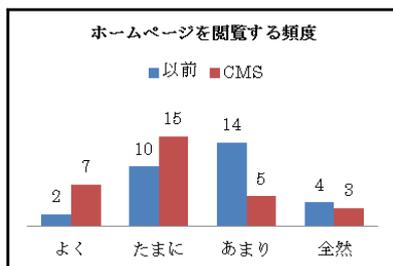
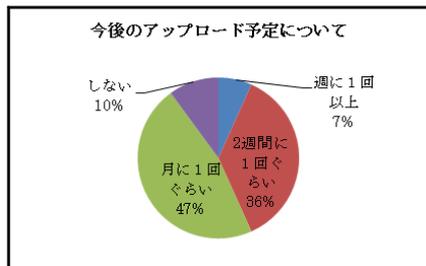
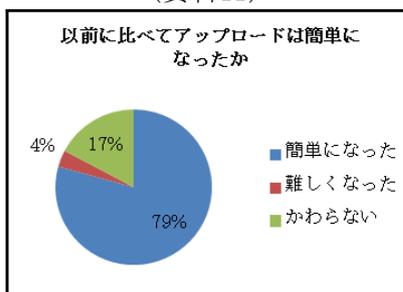
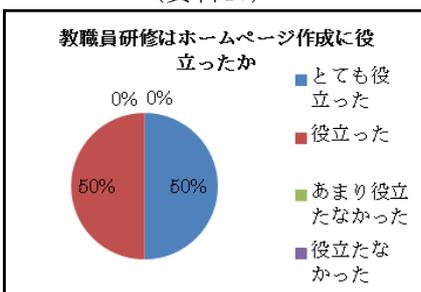
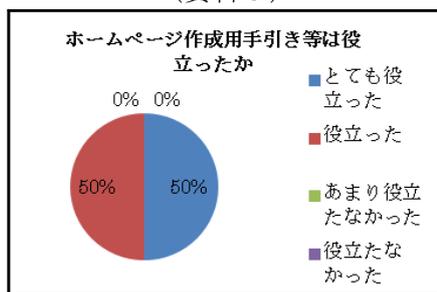
イ ホームページ更新に関わる教職員の増加

画像を簡単にアップロードできる手軽さがあり、ホームページ更新に関わる教職員の数が増えた。11月下旬、市内のA小学校で教職員を対象に「CMSによるホームページ移行について」のアンケートを行い、ホームページ作成についての意識調査を行った。資料9、資料10から分かるように、教職員研修及び手引書等が、ホームページ作成に役立ったと答えている教職員は、どちらも100%で、研修のための操作手順書の作成とその活用が、ホームページ作成に大変有効であったと言える。また、約80%の教職員が以前に比べてアップロードは簡単になったと答えている(資料11)。今後のアップロードの予定は、月に1回以上は行いたいという回答が90%(資料12)で、アップロードの頻度に差はあるものの、ホームページ作成への参加意欲が向上したといえる。また、これまでホームページに関心がなく閲覧していなかった教職員が、CMSによるホームページへ移行してから、閲覧する回数が増えていることが分かる(資料13)。更に、「ホームページが学級や学年の取組を紹介するのに役立っているか」という問いには、ほとんどの教職員が役立っていると回答しており(資料14)、多くの教職員がホームページによる情報提供が有効であると認識していることも分かる。このように、多くの教職員がホームページ作成の意義を認識し、その手順を理解し、ホームページ作成へ参加しようとする意識の向上がみられた。それに伴い、アップロードの回数も着実に増えてきており、そのことが、教職員のICT活用能力を高めるための研修とつながっている。それと同時に、児童・生徒のタイムリーな活動の様子や給食の様子などを、地道に更新し続けてきた結果、当初は十数件だったアクセス数は、現在100件を超え、200件に達する日もあり、学校と家庭・地域をつなぐ役目を果たしつつある。

(資料9)

(資料10)

(資料11)



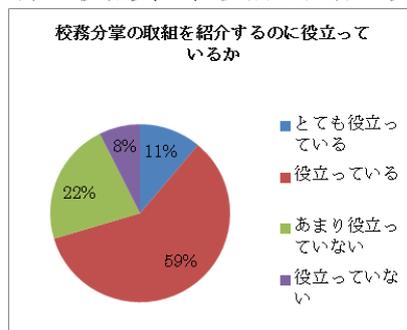
(資料12)

(資料13)

(資料14)

② 運営上の課題

教職員間において学校ホームページに対する必要性に差があるように思われる。全教職員がIDを持っているが、研修を行ってから実際に作成している教職員は月日を経つにつれて、偏りが出てきた。更新頻度が多いのは以前のホームページ担当等一部の教職員で、以前と同様の負担になりつつあるともいえる。日々の学級経営、教科指導、部活動に追われ、時間等にゆとりがなく、ホームページに意識が及ばないのが現状である。「ホームページが校務分掌の取組を紹介するのに役立っている」と考えていない教職員が30%（資料15）おり、学級・学年の取組を紹介だけでなく、幅広い視点からのホームページ活用を工夫していく必要がある。



(資料15)